

# 岐阜県公報

第 二 百 八 十 四 号

令 和 四 年 三 月 二 十 二 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

保安林の解除をしようとする旨の通知

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

( 治 山 課 ) 一三七

( 同 ) 一三七

( 道 路 維 持 課 ) 一三八

( 同 ) 一三八

県営土地改良事業計画の決定

( 農 地 整 備 課 ) 一四〇

## 告 示

岐阜県告示第百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

多治見市笠原町字瀬隈四九九の五、字山畔三三三六の四〇、字富士下三三八七の三

二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

岐阜県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

県道	類の道路	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
	前							
岐阜 南線		安八郡神戸町西座倉字北 屋敷三〇一番二地先から				六・六 一〇・八	四七・一	

岐阜県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

（一）立木の伐採の方法  
 1 次森林については、主伐は、択伐による。  
 2 字小郷東三の三三九・三の三三〇・三の三四六・三の三五二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）  
 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大野	同郡同町同字宮 後三〇番一地先まで	後	二・〇 五・三	四七・一	
----	----------------------	---	------------	------	--

岐阜県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道路	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
岐阜 南線		揖斐郡大野町大字下礪字 前波四四六番地先から	同郡同町大字同 四三八番二地先まで		前	二五・〇	四七・一	
					後	二五・〇 五・七	四七・一	

岐阜県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月二十二日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜 南線	安八郡神戸町西座倉字北 屋敷三〇一番二地先から	六・六 一〇・八	四七・一	
----------	----------------------------	-------------	------	--

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は他の告示年月日)
岐山線	岐阜市上城田寺西一〇四番一 地先から 同市大学北一丁目五五番四 地先まで		六五〇	令和 四・三・三	平成 二七・七・二四

岐阜県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は他の告示年月日)
大西線	瑞浪市日吉町月吉字森坂一〇 三九番八地先から 同市同町同字榎堂九三 八番一地先まで		一六三・九	令和 四・三・三	平成 三〇・二・二五

岐阜県告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和四年三月二十二日  
岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は他の告示年月日)
一般国道	四百十八号	加茂郡八百津町八百津字下浦 九四〇番三三二地先から 同郡同町同字西横 手七七〇番一地先まで	一〇〇〇	令和 四・三・三	令和 三・二・三

岐阜県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年三月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は他の告示年月日)
福白岡川線	加茂郡白川町三川字川原古屋 五八二番一地先から 同郡同町同字同 五八四番一地先まで		五・四	令和 四・三・三	平成 三〇・二・二五

